

仕様書

1 委託名称 千葉市環境保健研究所局所排気装置定期自主検査及び保守点検業務委託

2 履行場所 千葉市若葉区大宮町 3816 番地

3 概要

労働安全衛生法及び関係法令に基づき、局所排気装置定期自主検査を行うとともに、局所排気装置他の保守点検を実施する。

4 業務内容

(1) 局所排気装置定期自主検査

労働安全衛生法第 45 条、労働安全衛生法施行令第 15 条、有機溶剤中毒予防規則第 20 条、及び特定化学物質障害予防規則第 30 条の規定による局所排気装置の定期自主検査を行う。

検査項目、検査方法、判定基準等については、平成 20 年 3 月 27 日付け基発第 0327001 号厚生労働省労働基準局長通知に定める「局所排気装置の定期自主検査指針」に準じる。

点検は、「局所排気装置等定期自主検査者講習」を修了した者が実施すること。

点検結果報告書には、有機溶剤中毒予防規則第 21 条及び特定化学物質障害予防規則第 32 条で掲げられた事項を記録し、改善が必要な場合は、対策を記載すること。

① 実施時期…発注者と打合せにより決定する。

日程は、連続する金曜日～月曜日の 4 日間以内とし、湿式排ガス処理装置及び排風機の停止は土曜日・日曜日のみ可能とする。

② 対象機器…局所排気装置 3 5 台、湿式排ガス処理装置 2 基、局所排気装置系統排風機 3 台

ダルトン製	ドラフトチャンバー	× 3 4 台
ダルトン製	フレキシブルフード	× 1 台
セイコー化工機製	湿式排ガス処理装置 TRSF250	× 1 基
セイコー化工機製	湿式排ガス処理装置 TRSF300	× 1 基
荏原製作所製	排風機 DRMU4 型 No. 2 1/2	× 2 台
荏原製作所製	排風機 DRMU4 型 No. 3	× 1 台

(2) 局所排気装置他保守点検

上記の局所排気装置自主検査にあわせて、メーカー点検に準じた局所排気装置の保守点検を実施する。また、局所排気装置に付随する湿式排ガス処理装置及び排風機も併せて点検を実施する。点検では、局所排気装置の運転時本体静圧を確認し、風量低下警報発報の基準圧力値を適正值に校正すること。

(ア) ドラフトチャンバー

外観検査、動作確認、風速測定、気流方向検査、風量モニタ校正、電気検査、排風機点検

(イ) 湿式排ガス処理装置

外観検査、薬液洗浄、循環タンク高圧洗浄、洗浄塔分解高圧洗浄、充填材高圧洗浄、循環ポンプ点検、排風機点検、電気検査、各種動作確認、ダクト風速測定、Vベルト交換

※洗浄に際しては、屋上に設置された給水栓を利用可能とする。

※点検に必要な足場は、市が保有する足場材（下表）を無償で使用する事ができる。

なお、使用に際しては、受注者の責任において使用するものとし、事故等が発生した場合および他に被害を与えた場合も、市は一切の責任を持たない。

契約後、市が保有する足場材について受注者が使用できないと判断し、新たな足場の調達が必要となった場合は、受注者の経費にて用意することとする。

利用可能な足場材一覧

品名	数量
キャッチクランプ	4 個
クランプ	7 0 個
直線ジョイント	8 個
固定ベース	8 個
単管パイプ 1 m	7 本
単管パイプ 1.5 m	1 2 本
単管パイプ 2 m	1 8 本
単管パイプ 3 m	1 2 本
足場板	1 1 枚

(ウ) 排風機

外観検査、動作確認、Vベルト交換、グリスアップ、芯ずれ確認、運転電流値測定、絶縁抵抗値測定

5 報告書

受託者は、各実施期間内に報告書（必要に応じて図面及び写真等を添付）を作成し、速やかに委託者に提出（2部）して、報告するものとする。

6 支払い条件

完了払い

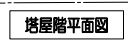
7 その他

本仕様書に定める事項以外について、または、疑義が生じた場合は、予め発注者と協議の上決定すること。



 : ドラフトチャンバー
 : フレキシブルフード

注
1.上記の詳細仕様は別図による
2.1FL=15.27とする
3.特記なき場合、室内床高さはFL±0とする
4.室名下の**.**mは室面積（壁芯・少数第3位
切り下り）を表す



注
1.上記の詳細仕様は別図による